

【第 1 号議案】

役員制からサポーター制への移行とそれに伴う会則の改定

- ・ 学年研修・校外・広報部を廃止する。また、それぞれの仕事を細分化しサポーター会が受け持つこととする。

名称の変更

保護者→会員

委員→サポーター

専門部会→サポーター会

組織の変更（変更点、追加点抜粋）

第 5 条 この会の役員・監査ならびにサポーターは次のとおりである。

保護者から*会長 1 名 *副会長 1 名以上 *書記 1 名以上 *会計 1 名以上

（但し総数 6 名以上とする。）

その他 *監査 2 名 *サポーター 必要人数

教職員から*副会長 1 名 *書記 1 名 *会計 1 名

第 7 条 サポーターの募集 サポーターは各学年において、当該年度に必要な人数を募集し決定する。

第 15 条 **リーダー会**は会長・副会長・書記・会計・各リーダー・副リーダーをもって構成し、必要時会長が招集し次のことを行う。

1. 総会、全体会で決定された事項の処理。
2. 総会、全体会で提案する事業計画の作成。
3. 活動内容の見直し（追加、削減）についての検討。

第 16 条 **役員会**は会長・副会長・書記・会計をもって構成し、次のことを行う。

1. サポーター活動の調整、および必要の都度サポーター会を招集すること。
2. 総会、全体会、リーダー会で決定された事項の処理。
3. 総会、全体会、リーダー会で提案する事業計画の作成。
4. 会務の執行に必要なこと。
5. 役員会が特に必要と認めたときは、特別委員会を設けることができる。特別委員会の構成は、会員及び会長が委嘱した地域の方とする。

第 17 条 各サポーター会にリーダー 1 名、副リーダー 1 名をおくことができる。

第18条 **サポーター会**は各学年の会員をもって構成し、会務の執行に必要なことを行う。

【第2号議案】

選考委員の選出方法の変更とそれに伴う細則の改定

- ・現行では選考委員を各クラスから役員として選出しているが、今後は現在の本部役員(来年度以降は役員)が選考委員や選挙管理委員を兼任できるようにする。選挙管理委員は役員候補者になることはできないこととする。

選考委員会細則（変更点、追加点抜粋）

第2条 選考委員は会員の中から選出を行う。

第4条 選考委員会は、選考に際して会員に立候補及び推薦を募り、また広く会員の意見を求める。立候補及び推薦の受付は締め切り期日を明記しておこなうものとする。その結果、立候補および推薦により役員の受諾が定数に満たないと選考委員会が判断した場合は、各学年より候補を選出し選考作業をする。ただし、選考時期と人数は選考委員会に一任する。

第5条 選考委員会は選考経過報告および役員候補者(案)をリーダー会に報告し、それを総会議案書に議案としてあげるものとする。

第6条 同一役職に複数の立候補者があり、最終的に選考が不可能となった場合は、選挙管理委員会に移行し、該当役職の選挙を行うものとする。

第7条 本細則は平成30年4月2日より実施する。

選挙管理委員会細則（変更点、追加点抜粋）

第6条 選挙管理委員は役員候補者になることはできない。選考委員で立候補するものは、選考委員より選挙管理委員会に移行する際、委員会の承認を得て選挙管理委員を辞任しなければならない。

第7条 本細則は平成30年4月2日より実施する。